

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されていないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得] が、この規定に
該当するものである旨を証明します。

新築又は取得した者	住所	
	氏名	
家屋の所在地	岐阜県本巣郡北方町	
家屋番号		
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買	(2) 競落

北税証第 号

平成 年 月 日

岐阜県本巣郡北方町長 戸部 哲哉